



平成18年5月25日

各 位

会社名 日本高純度化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 雅夫
(コード番号：4973 東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 内田 薫
(TEL 03-3550-1048)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月25日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念を掲げ、すべての役員（取締役、監査役又はこれらに準ずるものを言います。）及び使用人（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのものを言います。）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【経営理念】

1. エレクトロニクス業界の発展の基盤を支えている自負とグローバル企業としての社会的使命を自覚しよう。
2. 新製品・新技術・新市場へのあくなき挑戦と市場の要求にスピーディに対応することによって顧客満足と信頼を勝ち取ろう。
CS by CS (Customers Satisfaction by Challenge & Speed)
3. 環境保全と安全管理で地域社会との調和を図っていこう。
4. 企業行動規範を誠実に遵守し、企業の社会的責任を全うしよう。

当社は、この経営理念の下、コーポレート・ガバナンスの基本方針として次の4つを掲げています。

1. 経営の透明性と健全性の確保
2. スピーディな意思決定と事業遂行の実現
3. アカウンタビリティ（説明責任）の明確化
4. 迅速かつ適切で公平な情報開示

これらをもとに、社会環境・法制度などの変化に応じて当社にふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化、見直しを行う所存です。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「企業行動規範」を制定し、取締役・使用人に法令遵守及び行動規範を周知徹底する。
- (2) 「コンプライアンス・オフィサー」を取締役会で選任する。
- (3) コンプライアンス・オフィサーは倫理・法令遵守の状況について定期的に取締役会に報告する。
- (4) 監査役及び社外弁護士を通報窓口とする内部通報体制の整備を図り運営する。
- (5) 執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設け、定期的に実施する内部監査を通じ職務の執行状況を把握し、法令・定款等に準拠し、適正、妥当かつ合理的に行われているか検証する。その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 文書管理規程に従い、取締役の職務に係る情報を文書に記録し保存する。
取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書を閲覧できるものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役1名を「リスク・マネジメント担当取締役」として取締役会で選任する。
取締役・監査役・使用人で構成する「リスク・マネジメント委員会」を設け、全社横断的なリスク管理体制の重要問題を審議する。個々の重要リスク項目ごとに管理責任者を決定し、「リスク管理方針」「危機管理方針」にもとづき、リスク・マネジメント・マニュアルの整備と管理体制の構築を行う。
- (2) リスクのうち コンプライアンス、 ディスクロージャー、 環境、品質に係るリスクについては、各々、事務局を設け専管する体制を運営する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を月1回定時に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して重要事項につき機動的な意思決定を行う。
- (2) 取締役会での審議の充実を図るため、経営方針・経営戦略等についての検討・付議を行う機関として、社内取締役及び各部門長により構成される経営会議を設定する。
- (3) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において業務執行に係る責任と執行手続きを規定する。
- (4) 中期経営計画及び年度経営計画を策定し、また各組織のミッション、中期的・短期的取組課題を設定する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役を補助すべき専属の使用人は現在は配置されていない。
- (2) 監査役から要請があった場合には、取締役と監査役が協議のうえ当社の使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。任命された使用人は監査役の補助に従事する間、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、または当社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
- (2) 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。
- (3) 監査役への社内通報システムの整備を図り、適切な体制を構築することにより、コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会に加え経営会議その他の重要な意思決定会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- (2) 監査役は会計監査人及び内部監査室から監査内容について説明を受けることができる。
- (3) 監査役は当社の顧問弁護士に対して質問・協議・連絡することができる。

以上